

J R美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、J R 美祢線の利用促進及び地域の活性化を図るため、J R 美祢線を利用する団体に対し、その購入費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第 2 条 J R 美祢線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、10 名以上の団体が J R 美祢線の区間を含む乗車券の購入に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、学生団体又は特別企画の割引乗車券を利用した団体は対象外とする。

2 補助金の交付額は、購入金額に 100 分の 50 を乗じて得た額とし、一人につき片道当たり 400 円を上限とする。この場合において、補助金額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、J R 美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に領収書等の乗車券購入を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 4 条 会長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、J R 美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 5 条 前条に規定する通知を受けた申請者は、J R 美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付請求書（別記様式第 3 号）により会長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 6 条 会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第 7 条 会長は、前条に規定する補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付対象となった乗車券を払い戻したことが判明したとき。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以後の利用について適用する。

年 月 日

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

印

電話番号

J R 美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付申請書

J R 美祢線団体利用者乗車券購入補助金交付要綱第3条の規定により補助金を交付されたく、下記のとおり申請します。

記

購入した駅区間	駅 ⇄ 駅 片道 ・ 往復 （どちらか一方に○）	
団体利用人員	人	
購入金額	円 … ①	
申請金額	上記金額①に 100 分の 50 を乗じた額 又は 交付上限額に利用人員を乗じた額	円

○交付上限額：一人片道当たり 400 円（往復 800 円）

○10 円未満切り捨て

※添付書類

- ・領収書等の乗車券購入を証明する書類

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会
会長 印

記

交付決定額 金 円

別記様式第3号（第5条関係）

請 求 書

金 _____ 円

これは、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで交付決定通知のあったJ R 美祢線
団体利用者乗車券購入補助金として上記のとおり請求します。

年 _____ 月 _____ 日

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

請求者 住 所
団体名
氏 名

印

-----✕キリトリ✕-----

領 収 書

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

金 _____ 円

J R 美祢線団体利用者乗車券購入補助金として、確かに領収いたしました

年 _____ 月 _____ 日

団体名

氏 名

印